

海上保安の現況

昭和54年7月

第十一管区海上保安本部

1、訂正箇所

(1) ページ 16

「第3-2図要救助海難の種類別発生隻数の推移」中昭和53年の
機関故障「28」を「27」に、その他（荷くずれ、燃料切れ等）「
11」を「12」にそれぞれ訂正。

第

(2) ページ 17 上から 3 行目

「機関故障 28隻 23%」とあるを「機関故障 27隻 22%」と訂正。

2、訂正理由

機関故障に計上していた漁船1隻（バッテリー放電による機関起動不
能海難）を機関故障海難から削除し、その他海難に計上替えしたことによ
る。

第

| | | |
|----------|----------------------|----|
| 1. | 漁業関係法令違反 | 8 |
| (1) | | |
| (2) | 漁業関係法令違反 | 8 |
| (3) | 刑法犯 | 9 |
| (4) | その他の法令違反 | 9 |
| 2. | 領海警備 | 9 |
| (1) | 尖閣諸島周辺の領海警備 | 9 |
| (2) | 沖縄本島、宮古・八重山列島周辺の領海警備 | 10 |
| 3. | 漁業水域における外国漁船の監視・取締り | 10 |
| 4. | 海洋汚染の現状と取締り | 10 |
| (1) | 海洋汚染の現状 | 10 |
| (2) | 海洋汚染の取締り | 11 |
| 5. | 課題 | 14 |
| (1) | 諸法令関係 | 14 |
| (2) | 領海警備関係 | 14 |
| (3) | 海上公害関係 | 14 |
| 第3章 救難業務 | 15 | |
| 1. | 海難の発生状況 | 15 |
| (1) | 要救助船舶の発生状況 | 15 |
| (2) | 人身事故の発生状況 | 21 |
| 2. | 海難の救助状況 | 22 |
| (1) | 船舶の救助状況 | 22 |
| (2) | 乗船者の救助状況 | 23 |
| 3. | 海難救助体制の現状 | 24 |

海上保安の現況

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 総 説 | 1 |
| 1. 管内の概況 | 1 |
| (1) 担任水域と業務 | 1 |
| (2) 自然的環境 | 1 |
| (3) 港湾及び海上交通 | 1 |
| 2. 海上保安体制 | 3 |
| (1) 組織及び人員 | 3 |
| (2) 船艇及び航空機 | 5 |
| (3) 通 信 | 6 |
| 第2章 警備業務 | 8 |
| 1. 海上犯罪の取締り状況 | 8 |
| (1) 海事関係法令違反 | 8 |
| (2) 漁業関係法令違反 | 8 |
| (3) 刑法犯 | 9 |
| (4) その他の法令違反 | 9 |
| 2. 領海警備 | 9 |
| (1) 尖閣諸島周辺の領海警備 | 9 |
| (2) 沖縄本島、宮古・八重山列島周辺の領海警備 | 10 |
| 3. 漁業水域における外国漁船の監視・取締り | 10 |
| 4. 海洋汚染の現状と取締り | 10 |
| (1) 海洋汚染の現状 | 10 |
| (2) 海洋汚染の取締り | 11 |
| 5. 課 題 | 14 |
| (1) 諸法令関係 | 14 |
| (2) 領海警備関係 | 14 |
| (3) 海上公害関係 | 14 |
| 第3章 救難業務 | 15 |
| 1. 海難の発生状況 | 15 |
| (1) 要救助船舶の発生状況 | 15 |
| (2) 人身事故の発生状況 | 21 |
| 2. 海難の救助状況 | 22 |
| (1) 船舶の救助状況 | 22 |
| (2) 乗船者の救助状況 | 23 |
| 3. 海難救助体制の現状 | 24 |

| | |
|--------------------|-----------|
| (1) 海難情報の収集体制 | 24 |
| (2) 海難救助体制 | 28 |
| 4. 海上災害の防止体制 | 29 |
| (1) 海上災害の現況 | 29 |
| (2) 排出油防除体制 | 29 |
| (3) 流出油処理作業 | 29 |
| 5. 救援・救護の状況 | 32 |
| (1) 緊急入域 | 32 |
| (2) 離島及びへき地の急患輸送 | 32 |
| 6. 海難防止活動 | 33 |
| (1) 海難防止強調運動の実施 | 33 |
| (2) 海難防止講習会等の実施 | 33 |
| (3) 海難防止団体の育成と現状 | 34 |
| 7. 港長業務 | 34 |
| (1) 港長業務の現況 | 34 |
| (2) 那覇港における港内交通管制 | 40 |
| 8. 課題 | 41 |
| (1) 巡視船・航空機の充実強化 | 41 |
| (2) 防災体制の強化 | 41 |
| (3) 小型船舶の海難防止指導の強化 | 41 |
| 第4章 水路業務 | 42 |
| 1. 管内水路図誌の整備 | 42 |
| 2. 航行警報 | 42 |
| 3. 水路測量 | 42 |
| 4. 海象観測 | 43 |
| 5. 放射能定期調査 | 43 |
| 6. 課題 | 43 |
| 第5章 航路標識業務 | 44 |
| 1. 航路標識の現状 | 44 |
| 2. 航路標識の管理と問題点 | 49 |
| (1) 管理の現状 | 49 |
| (2) 管理上の問題点 | 50 |
| 3. 航路標識の整備状況 | 50 |
| 4. 課題 | 52 |
| (1) 今後の航路標識の整備 | 52 |
| (2) 既設標識の改良 | 52 |

(図 表 目 次)

第1章 総 説

| | |
|--------------------------|---|
| 第1-1表 県内港湾一覧表 | 2 |
| 第1-2図 第十一管区海上保安本部組織図 | 3 |
| 第1-3図 第十一管区海上保安本部の事務所位置図 | 4 |
| 第1-4表 船艇及び航空機配属表 | 5 |
| 第1-5図 第十一管区海上保安本部通信系統図 | 7 |

第2章 警備業務

| | |
|------------------------------|----|
| 第2-1表 罪種別送致状況 | 8 |
| 第2-2表 海事関係法令違反送致状況 | 8 |
| 第2-3表 外国漁船領海侵犯状況 | 9 |
| 第2-4図 過去3年間における海洋汚染発生件数 | 11 |
| 第2-5図 海洋汚染発生状況 | 12 |
| 第2-6図 汚染種別発生状況 | 12 |
| 第2-7図 排出源別発生状況 | 13 |
| 第2-8図 原因別汚染状況 | 13 |
| 第2-9表 船舶からの油による海洋汚染（海難を除く）状況 | 13 |
| 第2-10図 過去3年間における海上公害関係事件措置件数 | 14 |

第3章 救難業務

| | |
|------------------------------|----|
| 第3-1図 要救助船舶の船種別発生隻数の推移 | 15 |
| 第3-2図 要救助船舶の海難の種類別発生隻数の推移 | 16 |
| 第3-3図 要救助船舶の距岸別発生隻数の推移 | 17 |
| 第3-4図 要救助船舶のトン数別発生隻数の推移 | 18 |
| 第3-5図 全損海難の発生状況の推移 | 19 |
| 第3-6図 要救助船舶の海難原因別発生状況の推移 | 20 |
| 第3-7図 船舶の海難によらない乗船者的人身事故発生状況 | 21 |
| 第3-8図 要救助船舶の救助状況 | 22 |
| 第3-9図 要救助船舶の距岸別救助状況 | 22 |
| 第3-10図 船舶の海難による遭難者の救助状況 | 23 |
| 第3-11図 船舶の海難によらない人身事故の救助状況 | 23 |
| 第3-12表 遭難呼出電波の聴守体制 | 24 |
| 第3-13図 海難通信取扱い状況 | 26 |

| | |
|---|----|
| 第3—14図 海難通信発生地点図 | 27 |
| 第3—15図 油保管施設及びタンカー係留施設と排出油防除資器材 備蓄状況 | 31 |
| 第3—16表 緊急入域状況 | 32 |
| 第3—17表 急患輸送状況 | 32 |
| 第3—18表 海難防止講習会等の実施状況 | 33 |
| 第3—19表 安全パトロール艇の指定と海上安全指導員の育成・認定状況 | 34 |
| 第3—20図 那覇港、金武中城港における港内船舶交通に関する港長の 許可件数及び各種届出受理件数 | 36 |
| 第3—21図 那覇港、金武中城港における危険物荷役運搬許可件数 及び取扱量 | 37 |
| 第3—22図 那覇港、金武中城港における船種別入港隻数 | 38 |
| 第3—23表 那覇港、金武中城港における船種別・トン数別入港隻数 | 39 |
| 第3—24図 過去5年間の那覇港における管制隻数の推移 | 40 |
| 第4章 水路業務 | |
| 第4—1表 海図の新刊状況 | 42 |
| 第4—2表 航行警報実施状況 | 42 |
| 第4—3表 港湾測量及び補正測量実施状況 | 42 |
| 第4—4表 海流観測 | 43 |
| 第4—5表 潮流観測 | 43 |
| 第5章 航路標識業務 | |
| 第5—1表 所管航路標識の種類別基數及び機能 | 44 |
| 第5—2図 沖縄本島地区航路標識配置図 | 45 |
| 第5—3図 宮古・八重山地区航路標識配置図 | 46 |
| 第5—4図 既設沿岸航路標識機能図（沖縄本島周辺海域） | 47 |
| 第5—5図 既設沿岸航路標識機能図（宮古・八重山周辺海域） | 48 |
| 第5—6図 管内航路標識管理状況 | 49 |
| 第5—7表 53年度航路標識整備状況 | 51 |
| 第5—8表 航路標識整備状況 | 51 |
| 第5—9表 54年度航路標識整備実施計画 | 52 |

| | |
|---|----|
| 第3-14図 海難通信発生地点図 | 27 |
| 第3-15図 油保管施設及びタンカー係留施設と排出油防除資器材 備蓄状況 | 31 |
| 第3-16表 緊急入域状況 | 32 |
| 第3-17表 急患輸送状況 | 32 |
| 第3-18表 海難防止講習会等の実施状況 | 33 |
| 第3-19表 安全パトロール艇の指定と海上安全指導員の育成・認定状況 | 34 |
| 第3-20図 那覇港、金武中城港における港内船舶交通に関する港長の 許可件数及び各種届出受理件数 | 36 |
| 第3-21図 那覇港、金武中城港における危険物荷役運搬許可件数 及び取扱量 | 37 |
| 第3-22図 那覇港、金武中城港における船種別入港隻数 | 38 |
| 第3-23表 那覇港、金武中城港における船種別・トン数別入港隻数 | 39 |
| 第3-24図 過去5年間の那覇港における管制隻数の推移 | 40 |
| 第4章 水路業務 | |
| 第4-1表 海図の新刊状況 | 42 |
| 第4-2表 航行警報実施状況 | 42 |
| 第4-3表 港湾測量及び補正測量実施状況 | 42 |
| 第4-4表 海流観測 | 43 |
| 第4-5表 潮流観測 | 43 |
| 第5章 航路標識業務 | |
| 第5-1表 所管航路標識の種類別基數及び機能 | 44 |
| 第5-2図 沖縄本島地区航路標識配置図 | 45 |
| 第5-3図 宮古・八重山地区航路標識配置図 | 46 |
| 第5-4図 既設沿岸航路標識機能図（沖縄本島周辺海域） | 47 |
| 第5-5図 既設沿岸航路標識機能図（宮古・八重山周辺海域） | 48 |
| 第5-6図 管内航路標識管理状況 | 49 |
| 第5-7表 53年度航路標識整備状況 | 51 |
| 第5-8表 航路標識整備状況 | 51 |
| 第5-9表 54年度航路標識整備実施計画 | 52 |

第1章 総 説

1 管内の状況

(1) 担任水域と業務

当管区は、日本の陸地の全面積に匹敵する約11万平方海里（約38万平方キロメートル）を管轄しており、この海域における海難救助、台風対策、海上犯罪の取締り、海洋汚染の監視・取締り、海上災害の防止、水路図誌刊行のための測量及び観測、航路標識の整備等多岐にわたる業務を遂行しているが、特に、その担当海域が外国と近接しているため国境管区として領海警備は重要な業務となっている。

(2) 自然的環境

管内にある沖縄県は、九州南端から台湾へ描かれる弧状に展開する沖縄、先島両群島と、それらに付属した島嶼から成り、各島周辺は発達したさんご礁が、多くの裾礁、堡礁及び環礁を形成しており、近海は良好な漁場となっている。

気象は、海洋性亜熱帯気候であり、台風の常襲地帯であるうえ、冬季は季節風が強吹する地域であるため、年間を通じ気象警報の発令日数も多い。

(3) 港湾及び海上交通

管内には多くの離島があり、人員、物資の輸送は、大半を海上交通に依存している。この海上交通の拠点として、第1-1表のとおり、特定港2港、重要港湾6港、地方港湾38港、避難港2港が指定されている。なかでも、那覇港、金武中城港は、その立地条件の適合性から規模、機能とも二大港として、活発に稼動している。

これらの港湾から、幹線航路として、沖縄と本州・九州を結ぶ本土航路、沖縄、宮古、石垣の主要3島を結ぶ離島航路が、また支線航路として主要3島それぞれを中心とした周辺各島とを結ぶ離島航路がのびている。

幹線航路は、経済活動の活発化、観光ブーム等を反映し、質量とも充実しており、支線航路も離島住民の生活航路として必要不可欠のものとなっている。ちなみに支線航路は現在39航路あり、就航船舶はほとんどが500トン未満の貨客船で約50隻が就航している。

さらに、近年の海洋レジャーブームと、海洋レクリエーション資源に恵まれた沖縄県の海とがあいまって、各島周辺は遊漁船、グラスボート等プレジャーボートの動きが盛んである。

一方、沖縄近海は、本土と中近東石油産出国及び東南アジア、大洋州各国とを結ぶ大型タンカー、貨物船あるいは南方漁場に向う各種漁船の常用航路となっている。

このため、航行船舶乗組員の急病に伴う医療援助あるいは大型タンカー等の廃油投棄に伴

う海洋汚染等、海上保安業務への要請はますます大きくなりつつある現状である。

第1-1表 県内港湾一覧表

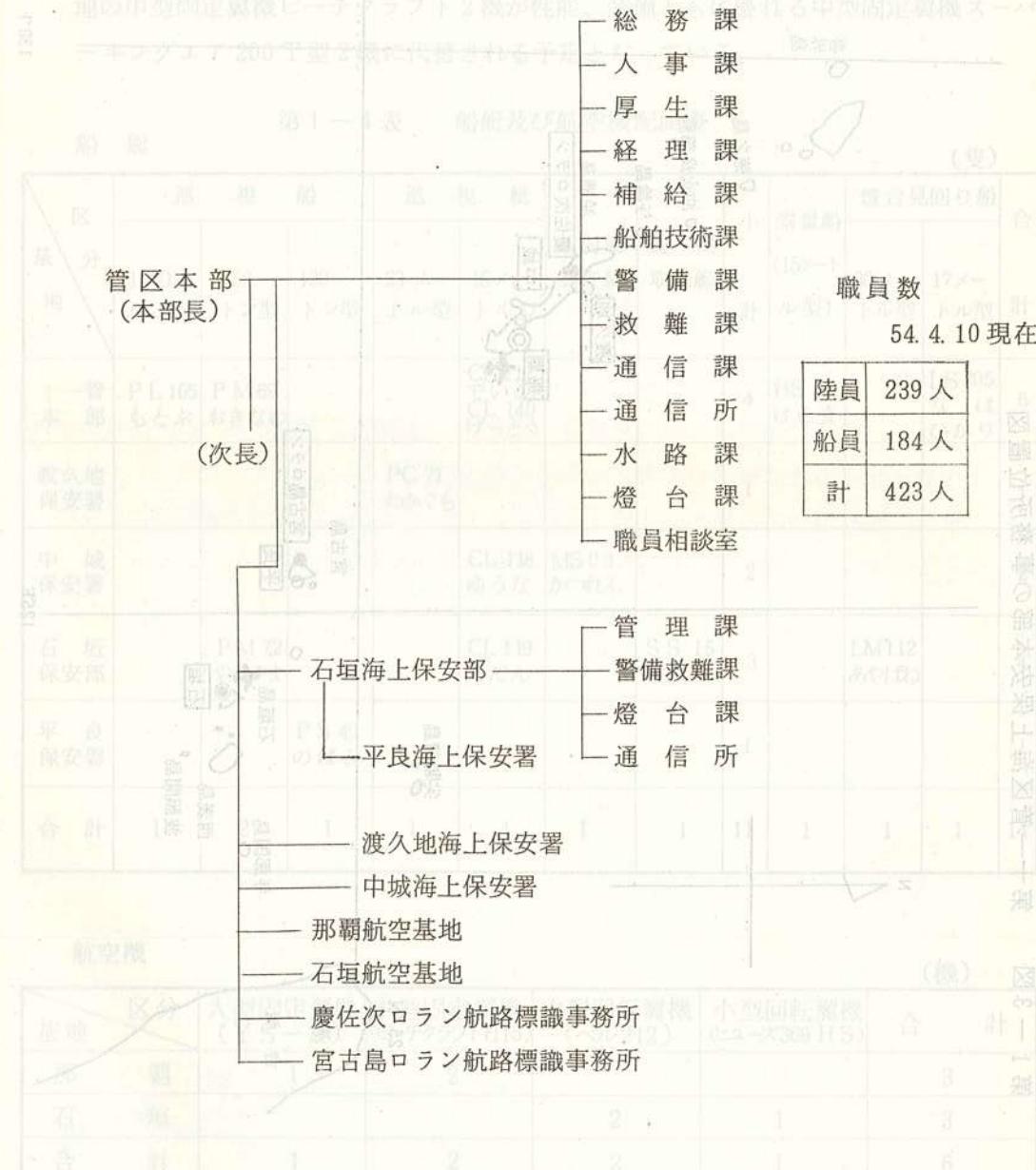
| 特 定 港 | | | 港 湾 名 所 在 地 管理者 | | |
|-------------------|---|----------------|---|---|-----------------|
| 港 湾 名 | 所 在 地 | 管 理 者 | 港 湾 名 | 所 在 地 | 管 理 者 |
| 那 霸 港 | 那 霸 市 | 那 霸 市 | 渡 久 地 港 | 本 部 町 | 沖 縄 県 |
| 金 武 中 城 港 | 金 武 村・石 川 市 具 志 川 市・与 那 城 村・勝 連 村 沖 縄 市・北 中 城 村・中 城 村・西 原 村・与 那 原 町 佐 敷 村・知 念 村 | 那 霸 市 沖 縄 県 | 浜 崎 港 瀬 底 港 渡 久 地 新 港 徳 仁 港 兼 城 港 栗 国 港 渡 嘉 敷 港 座 間 味 港 慶 留 間 港 | " " " " " " " " | " " " " " " " " |
| ◎ 重 要 港 湾 | | | 知 念 村 具 志 川 市 栗 国 村 渡 嘉 敷 村 座 間 味 村 北 大 東 村 | 具 志 川 市 栗 国 村 渡 嘉 敷 村 座 間 味 村 北 大 東 村 | 沖 縄 県 |
| 那 霸 港 | 那 霸 市 | 那 霸 市 | 北 西 江 崎 | " " | " " |
| 運 天 港 | 今 帰 仁 村 | 沖 縄 県 | 平 良 港 | 平 良 市 | 平 良 市 |
| 石 垣 港 | 石 垣 市 | 石 垣 市 | 金 武 湾 港 | 金 武 村・石 川 市 具 志 川 市・与 那 城 村・勝 連 村 | 沖 縄 県 |
| 中 城 湾 港 | | | 勝 連 村・具 志 川 市・沖 縄 市・北 中 城 村・中 城 村 西 原 村・与 那 原 町・佐 敷 村・知 念 村 | " | " |
| ○ 地 方 港 湾 | | | 前 泊 港 | 伊 平 屋 村 | 沖 縄 県 |
| 前 泊 港 | 伊 平 屋 村 | 沖 縄 県 | 野 甫 港 | " | " |
| 仲 田 港 | 伊 是 名 村 | " | 塩 屋 港 | 大 宜 味 村 | " |
| 古 宇 利 港 | 今 帰 仁 村 | " | 伊 江 港 | 伊 江 村 | " |
| 伊 江 港 | 伊 江 村 | " | 水 納 港 | 本 部 町 | " |
| △ 地 方 港 湾 (避 難 港) | | | | | |
| 安 護 の 浦 港 | | 座 間 味 村 | 沖 縄 県 | 船 浮 港 | |
| 船 浮 港 | | 竹 富 町 | " | | |

2 海上保安体制

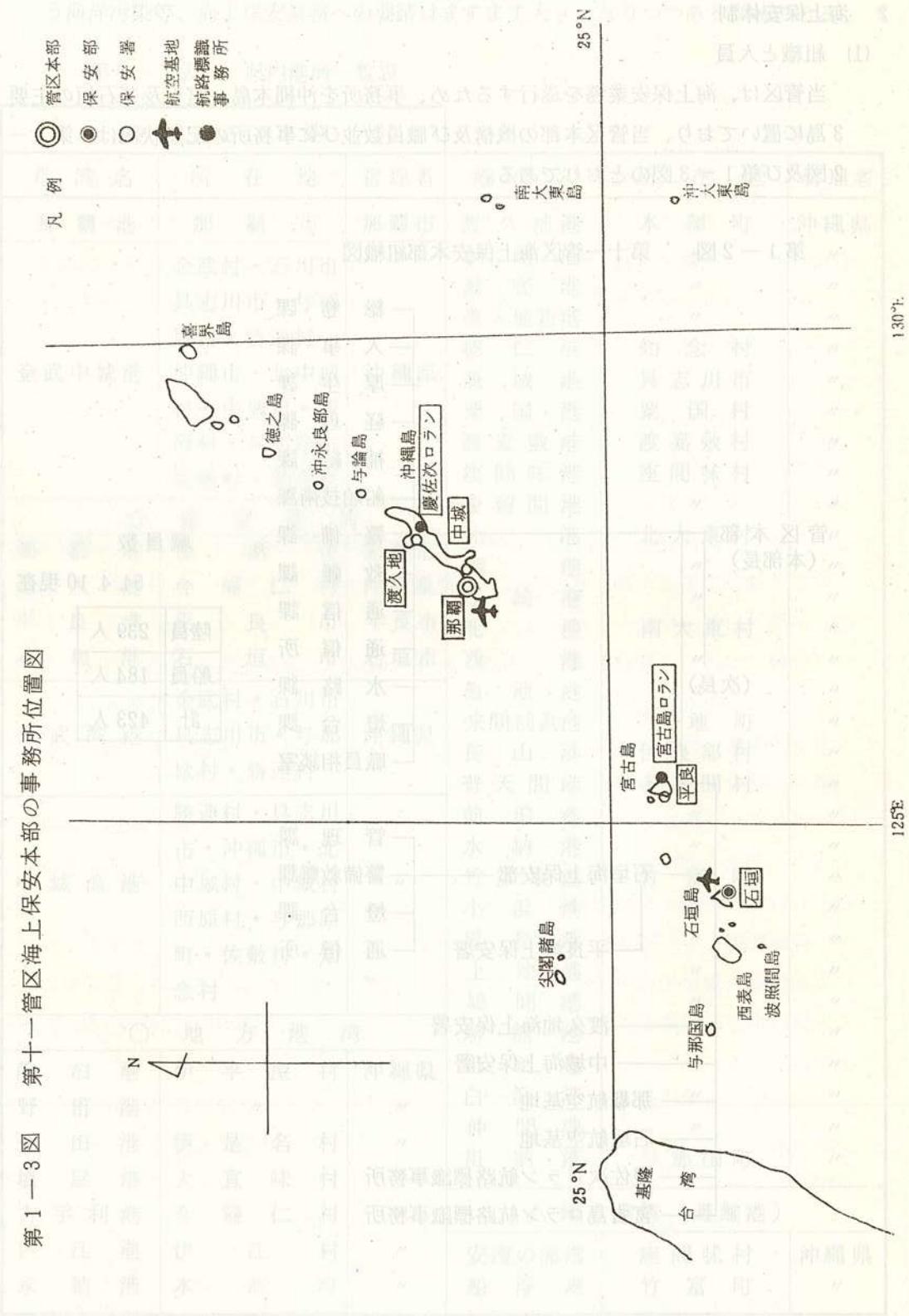
(1) 組織と人員

当管区は、海上保安業務を遂行するため、事務所を沖縄本島、宮古及び石垣の主要3島に置いており、当管区本部の機構及び職員数並びに事務所の配置状況は、第1-2図及び第1-3図のとおりである。

第1-2図 第十一管区海上保安本部組織図



第十一管区海上保安本部の事務所位置図 第1—3図



(2) 船艇及び航空機

当管区開設以来、巡視船艇・航空機とも漸次増強され、最近では53年11月新鋭1,000トン型巡視船もとぶ、同年12月大型固定翼航空機L'A 791号機、54年2月には中型回転翼航空機MH 525号機及び17メートル型燈台見回り船LS 205なはひかりがそれぞれ配属となり、53年度末における配属状況は第1—4表のとおりである。

なお、54年度には、石垣保安部に1,000トン型巡視船2隻及び30メートル型巡視艇2隻、平良保安署に30メートル型巡視艇1隻の配属が予定され、また、那覇航空基地の中型固定翼機ビーチクラフト2機が性能、装備ともに優れる中型固定翼機スーパーキングエア200T型2機に代替される予定となっている。

第1—4表 船艇及び航空機配属表

(隻)

| 区分 基 地 | 巡 視 船 | | | 巡 視 艇 | | 放射能 調査艇 | 監 視 取締艇 | 小 計 | 測量船 | | 燈台見回り船 | | 合 計 | |
|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------------------------|---------------|-----------------|--------|---------------|----------------|---------------------|--|--------|----|
| | 1000 トン型 | 350 トン型 | 130 トン型 | 23メー トル型 | 15メー トル型 | | | | (15メート ル型) | 30メー トル型 | 17メー トル型 | | | |
| 十一管 本 部 | P L 105 もとぶ | P M 69 おきなわ | | | CL 117 でいご CL 140 げつとう | | | 4 | HS 32 けらま | | LS 205 なは ひかり | | 6 | |
| 渡久地 保安署 | | | | PC 71 わかぐも | | | | 1 | | | | | | 1 |
| 中城 保安署 | | | | | CL 118 ゆうな | MS 03 かづれん | | 2 | | | | | | 2 |
| 石垣 保安部 | | PM 72 やえやま | | | CL 119 あだん | | S S 15 あんたれす | 3 | | LM 112 あやはね | | | | 4 |
| 平良 保安署 | | | P S 49 のばる | | | | | 1 | | | | | | 1 |
| 合 計 | 1 | 2 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 11 | 1 | 1 | 1 | | | 14 |

航空機

(機)

| 区分 基地 | 大型固定翼機 (YS-11) | 中型固定翼機 (ピーチクラフトH18) | 中型回転翼機 (ベル212) | 小型回転翼機 (ヒューズ369 HS) | 合計 |
|----------|-------------------|------------------------|-------------------|------------------------|----|
| 那霸 | 1 | 2 | | | 3 |
| 石垣 | | | 2 | 1 | 3 |
| 合計 | 1 | 2 | 2 | 1 | 6 |

第2章 警備業務

1 海上犯罪の取締り状況

海上犯罪の検挙数は年々増加している。

53年の罪種別送致状況は次表のとおりである。

第2-1表 罪種別送致状況

(件)

| 年 | 罪種 | 合計 | 海事 | 漁業 | 出入国 | 貿易 | 公害 | 刑法 | その他 |
|----|----|-----|-----|----|-----|----|----|----|-----|
| 51 | | 516 | 305 | 99 | 3 | 0 | 46 | 42 | 21 |
| 52 | | 668 | 549 | 17 | 1 | 0 | 46 | 29 | 26 |
| 53 | | 678 | 534 | 59 | 0 | 0 | 20 | 42 | 23 |

(1) 海事関係法令違反

53年の海事関係法令違反送致状況は、第2-2表のとおりである。

法令別、船種別の違反状況についてみると、船舶安全法違反が最も多く、なかでも150件がプレジャーボート等小型船舶によるもの、また、船舶職員法違反については107件が小型船舶及び漁船によるもので、いづれも海難の直接原因となる無検査、定員オーバー、無資格運航等である。

船員法違反については、100件が漁船によるもので、雇入不履行、労働条件不明示等漁船員の労務管理の不適さが目立っており、漁業関係者の一層の自覚が望まれる。

このほか、海事関係法令違反で、現場ですぐに是正することができるような軽微な事犯108件については警告措置をとっている。

第2-2表 海事関係法令違反送致状況

(件)

| 法令別 | 船舶法 漁船法 | 船舶 安全法 | 船員法 | 船舶 職員法 | 港則法 | その他 |
|-----|------------|-----------|-----|-----------|-----|-----|
| 合計 | 534 | 32 | 213 | 157 | 123 | 5 |

(2) 漁業関係法令違反

53年の送致件数は59件で、前年の17件に比し大幅に増加しているが、これは、52年から継続捜査を実施していた「青酸カリ」使用の熱帯魚等密漁38件を検挙したことによるもので、このほか台湾さんご漁船による、外国人漁業の規制に関する法律違反3件、まぐろ無許可操業11件、いせえび類採捕期間不法採捕2件、固定式さし網無許可

操業2件等がある。

(3) 刑法犯

53年の送致件数内訳は、海難による船舶の覆没・破壊等往来危険に関するものが33件、傷害5件、窃盗2件、殺人1件、過失傷害1件となっている。

(4) その他の法令違反

53年の送致件数内訳は、砂利採取法違反10件、毒物による密漁事犯に関連した毒物及び劇物取締法違反8件、電波法違反4件、火薬類取締法違反1件となっている。

2 領海警備

領海法の施行により領海が大幅に拡大されたことから、外国漁船の領海侵犯操業は急激に増加した。

また、これまでの領海侵犯はそのすべてが台湾漁船で占められていたが、53年4月、

中国漁船団の尖閣諸島領海侵入事件が発生したことにより様相は一変した。

このため領海警備の重要性は一層高まり、大型巡視船、航空機の増強を図るとともに、他管区からの巡視船の応援派遣を得て強力な領海警備を実施している。

53年中、巡視船・航空機が確認した外国漁船の領海侵犯状況は次表のとおりである。

第2-3表 外国漁船領海侵犯状況

| 区分 海域 | 不法操業 | 停泊徘徊等 | 不法上陸 |
|----------|-----------|-----------|--------|
| 尖閣諸島 | 214 (90)隻 | 302 (42)隻 | 3 (0)隻 |
| 宮古・八重山列島 | 266 (4)隻 | 54 (3)隻 | 6 (0)隻 |
| 沖縄群島 | 28 (0)隻 | 30 (8)隻 | 0 (2)隻 |
| 計 | 508 (94)隻 | 386 (53)隻 | 9 (2)隻 |

() 内は、52年度

(1) 尖閣諸島周辺の領海警備

尖閣諸島周辺海域における外国漁船の領海侵犯は中国底びき漁船及び台湾さんご採

取漁船によるものである。

(2) 中国漁船

53年4月12日から同年5月14日にかけ、中国底びき漁船団が尖閣諸島周辺海域に出

漁し、延べ357隻が領海に侵入、うち延べ123隻が不法操業した。

当管区は、いち早く警備実施本部を設置し、巡視船・航空機を増強して強力な警

備体制をしき、退去・警告を行った。

その結果、これら漁船団は4月18日以後領海侵犯はなくなり、5月14日以降は同

海域から全くその船影を見せなくなった。

口 台湾漁船

台湾漁船の領海内不法操業は 91隻、停泊徘徊等が 68隻となっているがこれらに対しても厳正に対処している。

(2) 沖縄本島、宮古・八重山列島周辺の領海警備

沖縄本島、宮古・八重山列島周辺で操業あるいは徘徊等領海を侵犯した外国漁船はすべて台湾漁船で、そのうち不法操業は 52年の 4隻から 53年には 294隻と激増している。

これらはいずれも「さんご採取」「ふか延縄」漁業を目的としたもので、このうち石垣島の領海に深く侵入し、「さんご採取漁業」を操業していた 3隻の漁船責任者を「外国人漁業の規制に関する法律」違反の現行犯で逮捕し、身柄付送致している。

3 漁業水域における外国船の監視・取締り

当管区所属の巡視船・航空機が 53年中に漁業水域内において操業を確認した外国漁船は 304隻で、すべて「さんご採取」を目的とした台湾漁船であり、その殆んどは沖縄本島と宮古島との中間に存在する宝山曾根海域におけるものである。

これらの不法操業漁船に対しては、巡視船により漁業水域外に退去せしめている。

4 海洋汚染の現状と取締り

(1) 海洋汚染の現状

過去 3 年間における海洋汚染発生件数は、第 2-4 図のとおりで、海洋汚染は減少傾向にある。

また、海洋汚染発生状況は、第 2-5 図、汚染種別発生状況は、第 2-6 図、排出源別汚染状況は、第 2-7 図、原因別汚染状況は、第 2-8 図のとおりである。

汚染発生海域は那覇港・金武中城港を中心とした沖縄本島周辺海域が全件数の約 7 割と圧倒的に多く、汚染源としては船舶からの油によるものが約 4 割を占め、汚染源不明 25 件は発生場所及び分析結果等からほとんどが船舶からのものと推定される。

陸上からの廃棄物投棄による汚染も油汚染と同じく減少の傾向を示している。

イ 船舶による汚染

海難を除く船舶による海洋汚染状況は、第 2-9 表のとおりであり、外国船舶によるものが約 3 割を占め、日本船舶については漁船による件数が多く、この種船舶の海洋汚染防止に関する意識の低さがうかがわれる。

ロ 廃油ボールによる汚染

廃油ボールは、沖縄南東方の大型船常用航路を航行する原油揚陸後の大型タンカーが排出するダーティバラスト等に含まれる重質油分が長期浮流により固形化したものであり、これによる汚染は相変らず沖縄県全海岸に認められるが、その態様は一時期大量に漂着するもの以外は件数的にとらえ難い。

当管区においては、沖縄本島の南部の米須海岸、北部の備瀬崎海岸、宮古島島尻海岸、石垣島白保海岸の 4箇所に調査点を設け、定期的に漂着状況を調査している。その調査結果によれば、発生件数と同じく減少している。

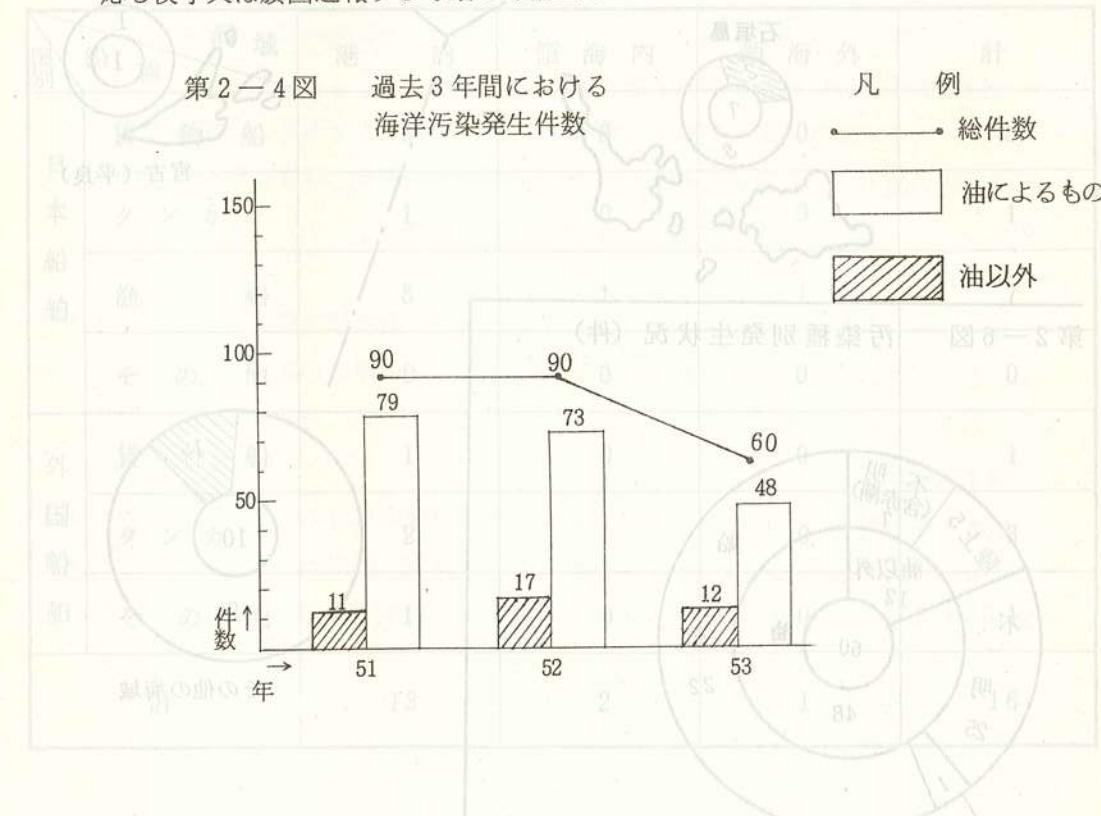
(漂着廃油ボールの処理については事業者、市町村が清掃を行っているほか、県漁連が主体となり漁場油濁被害救済基金を利用して清掃処理を行っている。)

ハ 廃棄物による汚染

沿岸における産業廃棄物不法投棄等の悪質な事犯発生はなかった。

(2) 海洋汚染の取締り

過去 3 年間における海上公害関係事件措置件数は、第 2-10 図のとおりで、当管内で発生した海洋汚染件数 60 件のうち排出源の判明した 28 件については、その態様に応じ検挙又は旗国通報する等厳しく措置している。



第5-9表 54年度航路標識整備実施計画

| 新設・改良の別 | 整備目的 | 航路標識名 |
|--|------------|--|
| 新 設 | 航行障害対策 | 端島燈台 大原航路第二号立標 " 第四号 " " 第六号 " " 第八号 " |
| | 港湾安全対策 | 琉球名護港南防波堤燈台 |
| | 標識効果の向上 | 西崎燈台ほか 1件 |
| | 業務用施設の改善 | ルカン礁燈標ほか 3件 |
| | 施設・機器の改善 | フデ岩燈台 |
| | 保守管理の合理化 | 西崎燈台 |
| | 燈浮標の改善 | 金武中城港障害浮標ほか 5件 |
| | 電波標識施設等の改善 | 慶佐次ロラン局ほか 1件 |
| | 浮標の老朽新替 | 伊江港燈浮標ほか 25件 |
| | 機械特別修繕 | 北大東島燈台ほか 17件 |
| （注）本島復帰後7年を経過し、この時期に建設された航路標識は、近年 | | |
| のところ大きな増加により、急激な伸びを示していまして、このうち新たにこれらの航路標識が新設されると完成することにより、航路標識の新設が重要であると | | |
| 増加していくものと予想されるが、今後、港湾施設の整備や航路標識の整備を目的に、また、海上交通の発達する予測の拡大、保守管理体制の強化、充実による影響がある。 | | |
| （注）航路標識の改良II | | |
| 既設の航路標識についても、老朽したもの、又に危険性のあるもの、不適切なものが多い。これに対するため、老朽化した航路標識を改修して進め。 | | |

沖319.77
D19

